申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 経済部農業水産課

番号 2

許認可等の内容		市民農園の整備運営計画の変更の認定
根拠法令及び条項		市民農園整備促進法第7条第5項
	関係条項	市民農園整備促進法第7条第3項及び第6項 市民農園整備促進法施行令第4条
審	基 準 (未設定の場合は その理由)	市民農園整備促進法の運用について(平成2年9月20日・2構改B第982号・建設省経民発第41号・建設省都公緑発第108号農林水産省構造改善局長・建設省建設経済局長・建設省都市局長通知)第5の4に記載のとおりとする。
基準		
	参 考 事 項	市民農園整備促進法の運用について(平成2年9月20日・2構 改B第982号・建設省経民発第41号・建設省都公緑発第10 8号農林水産省構造改善局長・建設省建設経済局長・建設省都市 局長通知)
	設定等年月日	平成9年10月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標準処理期	標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	総日数60日(休日は含まない)
間	設定等年月日	平成9年10月 1日設定(平成24年12月10日最終変更)